

## 令和7年度調布市立第三小学校における学校経営方針について

はじめに

学校から子どもや教員がいなくなる。このように考えるのは私だけであろうか。令和6年10月に文部科学省の調査報告として、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、約34万人の不登校児童生徒の実態の報告があった。また、今年度の東京都における教員採用選考の倍率は、全体で1.7倍となり、依然教員離れが言われている。最初に示したように、学校にいるはずの子どもや教員がいない実態がある。

このような学校の状況としては、一概には言えない様々な要因が考えられる。学校は、その課題解決のためにこれまでと同様の在り方では限界があると感じている。その改善のための取組の一環として本校では学年・教科担任制を推進し、今までの学級担任制から脱却して学年団の組織で学習指導や生活指導等に取り組んできた。また、コミュニティ・スクールを導入し、地域と共にある学校づくりに努めることで社会に開かれた学校づくりに努め児童の学びの充実を図ってきた。さらに、すべての児童の居場所づくりとして校内教育支援センター別室を設置し、不登校支援の充実を図る体制を整備した。

本校としては、今後もこうした現状の課題解決策を講じるために、令和7年度の学校経営の方針として「子どもが主語に・教職員と共に・地域と共に～子どもの未来に希望をつなぐ共育の推進～」をスローガンとする。また、その方針の具体策として以下の内容を掲げる。

第1の「子どもが主語に」では、人権尊重の理念が定着できるよう人権教育の推進に重点を置く。児童の豊かな心の育成を図るために、道徳科を中心とした道徳教育の充実を図る。また、各教科等において対話的な学びを重視した授業改善に取り組み、自分の考えを大切にしながら他の人の意見等を認め、受け入れていく児童を育成する。また、個別最適な学びの更なる推進を考えている。学習指導においてICT機器の利活用による個々の児童の学びの充実を図ることはもちろん、子どもの主体的な学びを支援する教員の指導観の転換を図る授業づくりに取り組んでいきたいと考えている。教員が作成する学習計画に基づき、児童一人一人が課題を決め計画を立て、個々のペースで学習を進めていく等の新たな指導方法を工夫する取組を行っていく。さらに、教師と児童の立場がフラットな状況で「教える・教わる」という授業とは異なり、みんなで一緒に授業を創っていきこうという対話を重視した学習をすすめていく。

第2の「教員と共に」では、教員の専門性や同僚性を高め、学校組織の活性化を図り児童の学力向上や生活指導の充実にも努めたいと考える。その取組として、メンター制度を取り入れたOJT研修の推進に取り組む。若手、中堅、ベテラン教員がグループとなり、相互の授業を参観し合いながら学ぶ場や相談する機会を整えて共に学び合う体制を構築していきたいと考える。

第3の「地域と共に」では、学校運営協議会と地域学校協働本部との連携による社会に開かれた学校づくりを更に推進するとともに、地域の既存組織である健全育成委員会やまちづくり協議会との連携充実がすすめられるよう取り組んでいく。

### 1 学校目標

#### 学校教育目標

- ◎情操豊かな子ども：思いやりの心を持ち、自他ともに愛せる子ども「自己肯定感・他者肯定感」
- 自主的に学ぶ子ども：自ら課題を設定し、学び続ける子ども「課題設定・解決力」
- 明るく健康な子ども：楽しみながら運動し、健やかな心身をつくる子ども「心身の健康増進力」

### 2 学校経営方針のスローガン

子どもが主語に・教職員と共に・地域と共に ～子どもの未来に希望をつなぐ共育の推進～

### 3 学校経営方針

#### (1) 子どもが主語に

##### ① 豊かな心の育成 ※最重要項目

###### ア 人権教育及び、道徳教育の推進

- a 調布市教育委員会人権教育推進委員会や人権教育プログラムにおける人権教育の理念等を教職員が理解し、学校生活の日常的な取組の中で児童に人権意識を醸成できるようにする。
- b 道徳科の授業を要とし、各教科等における全教育活動をとおして道徳教育を推進する。
- c 学年担当の教員による全クラスの道徳授業の交換授業を行い、考え議論しながら自我関与に重点をおいた授業展開を行う。
- d 図画工作科における対話型鑑賞をベースとした授業改善を図りながら、各教科等において対話を中心とした授業を取り入れるようにする。その取組を通して互いの意見を尊重し合いながら、自分の考えを大切にするとともに、他者の意見を大切にすると児童を育成できるようにする。
- e 関係機関と連携した情報モラル教育を推進し、タブレット学習端末の適切な利活用ができるよう情報リテラシーの育成を図る。
- f いじめはいかなる理由があっても許されない行為であるという考えを児童に浸透させ、児童自らがいじめの撲滅を推進する活動に取り組めるようにする。
- g 児童による優しいことばの推進のために、各学級で自分が言われて嬉しい言葉を出し合い学年間で交流する取組を行う。

###### イ いのちと心の教育月間の充実

- a 12月のいのちと心の教育月間では、全学年で「いのちの授業」の道徳授業地区公開講座を行い、保護者への生命尊重の理念の啓発と、児童への豊かな心の育成を図る。
- b 道徳授業地区公開講座では、児童の人権意識の醸成を図ることに関連した講演会を実施し、保護者に対して心の育成に対する共有に努める。

###### ウ 豊かな体験活動の充実

- a 学校行事等における豊かな体験活動や集団活動をとおして、児童に成就感や達成感を味わわせ、自己肯定感や自尊感情を高める。
- b 生活科や総合的な学習の時間における校外学習や出前授業等をとおした直接体験をとおして、本物にふれる授業から学ぶ意義や創造的な思考を育む。

###### エ 命の安全教育の推進

- a 性暴力等から自分の身を守るための学びを校長講話や関係機関と連携した内容で取り組む。
- b 4月、7月、12月に服務事故未然防止研修を実施し、教職員に服務規律の徹底を図る。

##### ② 確かな学力の育成

###### ア 学年・教科担任制による授業改善の推進

- a 全学年による学年・教科担任制を実施し、教科担当の専門性を向上させることで授業改善を行い、児童の学力向上を図る。
- b 校内研究は教科担任制を生かし、教科分科会による児童の学び方等の研究を通して、児童が主体的になる授業改善を図る。
- c 学習目標の達成をより効果的に達成することができるようにするために、学年の状況を十分に考慮した上で学年クラスを解体し、「学びのグループ」と称したクラスに再編成する機会を設けることを検討していく。
- d 東京都教育委員会小学校教科担任制等推進校及び、調布市教育委員会研究指定校とし、学年・教科担任制の推進を図り、公開研究協議会を実施し、広く本校の取組を啓発する。

###### イ 学習者用端末を利活用した個別最適な学びや協働的な学びの推進

- a 児童が主体的に課題を解決することや、児童相互の意見等を交流することで自己の考えを深め、広げることが活発にするために、学習者用端末を効果的に利活用する。
- b 算数科については、学習者用端末を利活用しながら習熟度別や少人数による指導を低学年から充実させ、児童の主体的・対話的で深い学びを推進する。

###### ウ 生活科・総合的な学習の時間を軸としたカリキュラム・マネジメントの推進

- a 地域コーディネーターと連携し、地域資源や人材を活用した学習内容を推進する。
- b 校外学習や出前授業等において保護者等が参加しやすい仕組みをつくり、保護者が児童の様子

- や学習活動の理解を図りながら保護者同士の交流も図ることができるようにする。
- エ 批判的思考力（クリティカル・シンキング）の素地を育成する学習活動の推進
- a 6年生の総合的な学習の時間における「新しい時代を生き抜こう～6年生として今、できること～」に、プラムシステムズ株式会社による出前授業を学年団との協力体制で実施し、問題解決に必要な知識や技能等を学ぶとともに、批判的思考力（クリティカル・シンキング）の素地を養う。
- オ 教員が作成する学習計画に基づき、児童一人一人が課題を決め計画を立て、個々のペースで学習を進めていく等の新たな指導方法を工夫する取組を行う。
- カ 人との対話を通して学ぶ力や、協働的な学びをすすめる中で自ら新たな問いや答えを見出すことができる授業を行う。
- キ 図画工作科における対話型鑑賞をベースとした授業改善を図りながら、各教科等において対話を中心とした授業を取り入れるようにする。

### ③ 健やかな体の育成

- ア 体育専科等による授業の充実
- a 体育専科による専門的な授業の充実を図るとともに、体育科を担当する教員との教科研究を生かした授業を推進する。
- イ マラソン旬間や縄跳び旬間等による体力向上の充実
- a 毎週火曜日に設定しているロング昼休みや、マラソン旬間、縄跳び旬間等とおした業間における体を動かす取組の充実を図る。
- ウ 給食指導における食育活動等の推進
- a 給食指導を通して、栄養士や学年教員による食に関する認識を深める働きかけを充実し、子どもの意識を高める。
- b 毎日の給食指導において、食物アレルギーの未然防止の取組を徹底し、食の安全を保障する。
- c 年に1回の保護者との食物アレルギー対策委員会との面談を通して、対象児童の安全な環境整備の情報共有を図る。
- d HPの「今日の献立」におけるメニューの写真掲載やの給食だよりによる保護者への食育の啓発を図り、食に関する意識を高める。

### ④ 生活指導の充実

- ア 安全・安心な学校生活の推進
- a 子どもの抱える課題の多様化・複雑化に対して、生徒指導提要の内容を踏まえ、児童が自主的・自発的に自らを発達させていく発達支援的生徒指導の側面に重点を置いた指導の充実を図る。
- b 児童に関わるルール等の制定や見直しの過程に可能な限り児童が関与することができるよう「子どもの声」を大切にされた教育活動を展開する。
- イ いじめ防止等の充実
- a 第三小学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進する。
- b いじめの対応には、学校いじめ防止対策委員会を中心とした対策を迅速かつ丁寧に行う。
- c いじめ防止研修について生活指導主任を中心に年3回実施する。
- ウ 校内教育支援センター別室（ケヤッキールーム）等による不登校支援の充実
- a 校内教育センター別室をケヤッキールームとして、不登校児童の居場所となるよう地域学校協働本部の協力を得て、地域資源や人的支援を整える。
- b 教科担任制を活用し、授業が受けられる教科を選択し、参加するように柔軟な対応ですすめる。
- c 不登校支援委員会を事務局として、ケヤッキールームの運営やケヤッキールーム運営会議を、原則学期に1回行う。

### ⑤ 特別支援教育の充実

- ア 組織的な特別支援教育委員会の推進
- a 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育委員会での情報共有や行動連携を行い、組織的な校内体制を推進する。
- b 定期的な校内委員会の開催と機動的なケース会議の実施を融合し、迅速かつ適正な対応を行う。
- イ 校内通級教室巡回指導教員やSC等との連携充実
- a 特別な支援が必要な児童への人的な支援の充実を図るために、巡回指導教員との連携やスクー

ルカウンセラー、スクールサポーター、副校長補佐、特別支援教室専門員、低学年算数少人数指導講師、学習支援員、エデュケーション・アシスタントとの情報連携や行動連携の充実を図る。

b 校内通級教室巡回指導教員と管理職との定期的な連携体制を構築し、情報交換に取り組む。

c 巡回指導教員による理解教育の推進を児童、保護者、教員に行い、特別支援教育への啓発を図る。

ウ ケース検討カードを活用した機動的なケース会議の運営

a 生活指導的、特別支援的、不登校支援的な対応が生じた場合には、ケース検討カードを活用し、校内に情報共有を迅速かつ確実に図る。

b 不登校傾向（欠席13日以上）にある児童は、特に注視するとともに、関係機関等と連携した支援の充実を図る。

c 機動的にケース会議を行い、緊急性のある支援対象の児童への支援方針を立て、組織的且つ継続的な体制整備を整える。

## (2) 教職員と共に

### ① 教員の専門性の向上

ア 教科担当の研究による授業改善の推進

a 校内研究は、教科担任制における教科担当の専門性を高める研究に取り組み、授業改善を推進する。研究授業及び研究協議会は公開し、市内外の教員に本校の取組を啓発し、協議する。

b 教科分科会における研究協議会を年3回と、自己申告の授業観察における板書型指導案による授業実践を通して自己の専門性を高める。

c 単元内自由進度学習の授業スタイルを取り入れ、児童一人一人が自己の学習課題を決め、個々のペースで学習を進めることができるような自律的な学びを育成できる指導力を身に付ける。

d 対話型授業を取り入れ、児童一人一人が主体的に学び、教師や児童、児童同士が対話しながら「正解のない問い」に向き合い、共に納得のいく解をつくっていく指導方法を身に付ける。

イ メンター制度を取り入れた小グループによるOJT研修の充実

a 若手、中堅、ベテラン教員の組み合わせのグループをつくり、お互いの授業を見合ったり、個別に相談する機会を設けたりしながら、教員としての専門性や同僚性を高める。

ウ 学校内外における教員研修機会の充実

a 校内研究や研修を充実させることはもちろん、OFF - J T研修の機会を年1回設定し、各自の専門性の向上を図る。

## (3) 地域と共に

### ① コミュニティ・スクールの推進

ア 学校経営方針の円滑な推進のための検討・協議

a 学校経営方針の具現化に向けた学校運営協議会を定期的実施し、円滑な推進を図る。

b 学校運営協議会では熟議を通して建設的な話し合いを行い、実現可能な提案を整える。

イ 学校運営協議会と地域学校協働本部との一体的な活動の推進

a 学校運営協議会での提案の具現化を図る取組を、地域コーディネーターと連携し、学校支援の充実を図る。

ウ ケヤッキーとのだんらんや、ケヤッキーのたき火のつどいの充実

a 学校運営協議会委員や教職員、保護者、民生児童委員、健全育成委員、第三小学校地区まちづくり協議会委員、二葉学園の方々等との理解促進を図るための話し合いの場を設ける。

### ② P T A・地域活動の推進

ア 三小ガイドの周知徹底

a 本校の主な教育活動について「学習」「生活」「その他」の項目で18の教育内容を提示し、理解の促進を図る。

イ 学校支援に保護者が参加しやすい体制づくり

a 生活科や総合的な学習の時間等への保護者がしやすい取組内容を各学年が検討し、保護者交流も図ることができる活動とする。

ウ 保護者ボランティア等の連携充実

a 保護者ボランティアの活動が充実するよう学校との連携の充実を図る。

b 三笑祭の実施については、保護者ボランティアと健全育成委員会等の協力体制を整備し、円滑な

実施に努める。

エ 地域行事への協力体制の推進

a 健全育成委員会等との連携を充実させ、地域行事を充実させられるよう教職員の協力体制を構築する。

オ 関係機関等との連携の充実

a 調布市教育委員会指導室や特別支援教育課、教育相談所、多摩児童相談所、子ども家庭支援センターすこかや、二葉学園等との連携を密にし、子ども支援の充実が図られるようにする。

③ 小中連携教育の推進

ア 小中連携教育研修会の推進

a 5月と10月の小中連携教育研修会を第五中学校や近隣小学校と連携・協力しながら学習指導や生活指導の充実が図られるように努める。

④ 幼保小連携の推進

ア 幼保小連携推進事業の取組

a 6月と1月の幼保小連携協議会では、幼稚園や保育園の教員と小学校との教員の交流を通じた情報交換等を行う。

イ 幼稚園や保育園園児の体験教室の受け入れを行い、小学校生活への円滑な接続が図られるようにする。